

福井県原子力立地給付事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県は、原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、知事が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された者（以下「補助事業者」という。）が原子力立地給付金交付事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、補助事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付金交付規則」という。）、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。）および福井県エネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語は、交付金交付規則で使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる経費は、補助事業者が補助事業を行う場合に、当該事業に要する経費の全部または一部に対して交付するものとし、その額は県の予算の範囲内において知事が定める額とする。

(交付限度額)

第4条 知事が交付することができる一の対象市町に係る毎会計年度の補助金の交付限度額は、別表の左欄に掲げる対象市町の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算式により算定して得た金額に12を乗じて得た金額と当該金額の3.5%にあたる金額との合計額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の申請をしようとするときは、毎年4月1日から5月15日まで、または10月1日から10月15日までに、原子力立地給付金交付事業補助金交付申請書（様式第1号）に原子力立地給付金交付事業計画書を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに付した条件を記載した交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の交付決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費を含むものとする。
 - 1 原子力立地給付金
 - 2 原子力立地給付金交付事業を行う者の一般事務費

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- 1 補助事業の内容または経費の配分（軽微な変更を除く。）を変更しようとするときは、原

子力立地給付金交付補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けること。

- 2 補助事業を中止し、または、廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 4 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。
- 5 申請者は、知事が必要と認めた場合は、補助の遂行に関する原子力立地給付金交付事業状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 第6条に規定する通知を受けた者であって、当該通知書に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるものは、当該通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した書面をもって知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から15日以内または当該会計年度が終了した日から5日以内のいずれか早い日までに、原子力立地給付金交付事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は翌会計年度の4月25日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る当該事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付された条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者に通知しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合においては、第6条の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 1 第7条に規定する条件に違反した場合
- 2 補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- 3 第9条または次条の規定に違反した場合
- 4 1から3までに掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容その他法令等に違反した場合

（補助金の支払い）

第12条 補助金は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部または一部について概算

払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、原子力立地給付金交付事業補助金交付請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（補助事業の経理）

第13条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

附 則

1 この要領は平成15年6月23日から施行し、平成15年度予算から適用する。

1 この要領は平成16年2月6日から施行し、平成15年10月1日から適用する。ただし、改正前の交付要領に基づき交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

1 この要領は平成17年4月1日から施行する。

1 この要領は平成18年4月1日から施行する。

1 この要領は平成19年5月17日から施行する。

1 この要領は平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定については、平成20年度予算から適用する。

1 この要領は平成24年2月1日から施行し、平成24年度予算にかかる事業から適用する。

1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

1 この要領は平成30年4月1日から施行する。

1 この要領は平成31年4月1日から施行する。

1 この要領は令和元年5月1日から施行する。

1 この要領は令和元年6月1日から施行する。

1 この要領は令和3年4月1日から施行する。

1 この要綱は令和5年5月22日から施行する。

別 表

対 象 市 町		算 式
所在かつ 隣接市町	敦賀市	$A \times 924\text{円} + B \times 462\text{円}$
	美浜町	$A \times 579\text{円} + B \times 289\text{円}$
	高浜町	$A \times 850\text{円} + B \times 425\text{円}$
	おおい町 (旧大飯町地区)	$A \times 950\text{円} + B \times 475\text{円}$
	おおい町 (旧名田庄村地区)	$A \times 662\text{円} + B \times 331\text{円}$
隣接市町	小浜市	$A \times 375\text{円} + B \times 187\text{円}$
	南越前町 (旧今庄町地区・ 旧河野村地区)	$A \times 407\text{円} + B \times 203\text{円}$
隣接かつ 隣々接市町	若狭町 (旧三方町地区)	$A \times 359\text{円} + B \times 179\text{円}$
二の所在市町に 係る隣々接市町	若狭町 (旧上中町地区)	$A \times 262\text{円} + B \times 131\text{円}$

(備 考)

- 1 Aは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町の区域内の毎年10月1日（以下「基準日」という。）の電灯需要家（小売電気事業者等から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者であって、知事が認めるものをいう。）の数とする。
ただし、契約使用期間を有する契約種別により電気の供給を受けている交付対象者にあっては、基準日の属する月の前12月分において、各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数に12分の1を乗じて得た数とする。
- 2 Bは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町の区域内の基準日の電力需要家（小売電気事業者等から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者であって、知事が認めるものをいう。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計額とする。
ただし、契約使用期間を有する契約種別により電気の供給を受けている交付対象者にあっては、契約電力をキロワット単位として表した数に、基準日の属する月の前12月分において、各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数および12分の1を乗じて得た数とする。
- 3 計算の都度、円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 南越前町（旧今庄町地区）とは、平成16年12月31日に今庄町であった区域を、南越前町（旧河野村地区）とは、平成16年12月31日に河野村であった区域をいう。
- 5 若狭町（旧三方町地区）とは、平成17年3月30日に三方町であった区域を、若狭町（旧上中町地区）とは、平成17年3月30日に上中町であった区域をいう。
- 6 おおい町（旧大飯町地区）とは、平成18年3月2日に大飯町であった区域を、おおい町（旧名田庄村地区）とは、平成18年3月2日に名田庄村であった区域をいう。

様式第1号

番号
年月日

福井県知事 殿

申請者住所
氏名

年度原子力立地給付金交付事業補助金交付申請書

年度原子力立地給付金交付事業について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業に要する経費（明細は別紙のとおり）
- 3 交付を受けようとする額
- 4 補助事業の着手および完了予定日

(別紙)

補助事業に要する経費内訳書

I 総括表

収 入		支 出	
補 助 金		1. 原子力立地給付金 2. 原子力立地給付金交付事業 を行う者の一般事務費	
合 計		合 計	

II 支出内訳表

イ 原子力立地給付金

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万KW)	区分	原子力立地給付金 交付金額(千円)	備 考
		電灯需要家 電力需要家 計		
		電灯需要家 電力需要家 計		
合 計				

所 管 別 金 額 内 訳

(単位 : 千円)

対象市町村名	原 子 力 立 地 給 付 金			一 般 事 務 費		
	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計
合 計						

対象市町村	文部科学省と経済産業省の所管が混在する対象市町村の設備の内容		
	文部科学省按分比	対 象 施 設 等 名	出 力 万 K W

原子力立地給付金交付事業計画書

年 月 日

福井県知事

殿

住 所
氏 名

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万KW)	項目		計画額	備考
		電 灯 需要家	数 金額(円) 合計金額(千円)		
		電 力 需要家	契約件数 契約電力をキロワットを 単位として表した数 金額(円) 合計金額(千円)		
			計		
電力会社管内給付金交付金額合計(円)					
福井県給付金交付金額合計(円)					

□ 原子力立地給付金交付事務に伴う一般事務費

種 別	数 量	単 價	金 額	備 考
一般事務費合計				

様式第2号

番号
年月日

福井県知事 殿

申請者住所
氏名

年度原子力立地給付金交付補助事業変更承認申請書

年月日付け福井県指令電振第号で補助金の交付の決定の通知のあった原子力立地給付金交付補助事業について、下記のとおり変更したいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定によりその承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容（別紙のとおり）

交付申請書

事 項	変 更 後	変 更 前
1 補助事業の内容 2 補助事業の事業主体 3 補助事業に要する経費 4 補助を受けようとする額 5 補助事業の着手および 完了予定日		

なお、明細は別紙のとおりである。

(別紙)

補助事業に要する経費内訳書

1 総括表

収 入		支 出	
補 助 金		1. 原子力立地給付金 2. 原子力立地給付金交付事業 を行う者の一般事務費	
合 計		合 計	

2 支出内訳表

イ 原子力立地給付金

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万KW)	区分	給付金交付金額 (千円)	備考
合 計				

(注)金額の上欄 () は変更前、下欄は変更後

所 管 別 金 額 内 訳

(単位 : 千円)

対象市町村名	原 子 力 立 地 給 付 金			一 般 事 務 費		
	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計
合 計						

対象市町村	文部科学省と経済産業省の所管が混在する対象市町村の設備の内容		
	文部科学省按分費	対 象 施 設 等 名	出 力 万 K W

(注) 金額の上欄 () は変更前、下欄は変更後

原 子 力 立 地 給 付 金 交 付 事 業 計 画 書

年 月 日

福井県知事

殿

住 所
氏 名

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万KW)	項 目		計 画 額	備 考
		電 灯 需 要 家	数 金額 (円) 合計金額 (千円)		
		電 力 需 要 家	契 約 件 数 契 約 電 力 を キ ロ ワ ッ ツ を 単 位 と し て 表 し た 数 金額 (円) 合計金額 (千円)		
		計			
電力会社管内給付金交付金額合計 (千円)					
福井県給付金交付金額合計 (千円)					

(注)金額の上欄 () は変更前、下欄は変更後

□ 原子力立地給付金交付事務に伴う一般事務費

種 別	数 量	単 價	金 額	備 考
一般事務費合計				

(注)金額の上欄 () は変更前、下欄は変更後

様式第3号

番号
年月日

福井県知事 殿

申請者住所
氏名

年度原子力立地給付金交付事業実施状況報告書

年月日付け福井県指令電振第 号で補助金等の交付決定を受けた原子力立地給付金交付事業における遂行状況について、福井県補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 別紙状況報告書のとおり

(別紙)

費 目	本年度計画額（円） ①	今期の実施額（円） ②	進 行 率 ②／① (%)	備 考

様式第4号

番号
年月日

福井県知事

殿

申請者住所
氏名

年度原子力立地給付事業補助金事業報告書

年月日付け福井県指令電振第号で補助金等の交付決定を受けた原子力立地給付事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

I 補助事業の実施状況

- (1) 補助事業の内容
- (2) 補助事業に要する経費（明細は別紙のとおり）
- (3) 交付を受けようとする額
- (4) 補助事業の着手および完了年月日

II 補助事業収支状況総括表

	項 目	交付決定額	実 績 額	差 額
支 出	1. 原子力立地給付金			
	2. 原子力立地給付金交付事業を行う者の一般事務費			
収 入	合 計			
	補 助 金			
	合 計			

所 管 別 金 額 内 訳

(単位: 円)

対象市町村名	原子力立地給付金			一般事務費		
	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計
合 計						

対象市町村	文部科学省と経済産業省の所管が混在する対象市町村の設備の内容		
	文部科学省按分費	対象施設等名	出力 万KW

III 費目別内訳書

イ 原子力立地給付金

(1) 原子力立地給付金交付すべき金額実績

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万KW)	項目		決 算 額	備 考
		電 灯 需 要 家	数 金額 (円) 合計金額 (円)		
		電 力 需 要 家	契約件数 契約電力をキロワットを 単位として表した数 金額 (円) 合計金額 (円)		
		計			
電力会社管内給付金交付すべき金額合計 (円)					
福井県給付金交付すべき金額合計 (円)					

(2)原子力立地給付金交付金額実績

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万KW)	項目		決 算 額	備 考
		電 灯 需 要 家	数 金額 (円) 合計金額 (円)		
		電 力 需 要 家	契約件数 契約電力をキロワットを 単位として表した数 金額 (円) 合計金額 (円)		
		計			
電力会社管内給付金交付金額合計 (円)					
福井県給付金交付金額合計 (円)					

(3) 原子力立地給付金交付不能金額実績

対象市町村名	原子力発電施設等名 (出力 万Kw)	項目		決 算 額	備 考
		電 灯 需 要 家	数 金額 (円) 合計金額 (円)		
		電 力 需 要 家	契約件数 契約電力をキロワットを 単位として表した数 金額 (円) 合計金額 (円)		
		計			
電力会社管内給付金交付不能金額合計 (円)					
福井県給付金交付不能金額合計 (円)					

様式第5号

番号
年月日

福井県知事 殿

申請者住所
氏名

年度原子力立地給付金交付事業補助金交付請求書

年月日付け福井県指令電振第号で交付の決定通知があった原子力立地給付金交付事業補助金の精算払（第回概算払）を受けたいので、福井県補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 金円也
2. その請求額の内訳
(精算払の場合)

項目	交付決定額	確定額①	概算金受領額②	差引請求額①-②
計				

(注) 振込先

(概算払の場合)

項目	交付決定		前回までの		今回対象の			支出済 補助金額 ④	請求額 ①+②+ ③+④
	交付対象 費用	補助金 の額	支出費用	所要 補助金 ①	支出費用	所要 補助金 (実績)②	所要 補助金 (見込)③		

(注) 振込先

所管別金額内訳表（精算払の場合）

1 原子力立地給付金

(単位：円)

対象市町村名	交付決定額			確定額①			概算金受領額②			差引請求額①－②		
	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計
合計												

2 一般事務費

(単位：円)

	文部科学省	経済産業省	計									
合計												

対象市町村	文部科学省と経済産業省の所管が混在する対象市町村の設備の内容		
	文部科学省按分費	対象施設等名	出力万KW

所管別金額内訳表（概算払の場合）

1 原子力立地給付金

(単位：千円)

対象市町村名	交付決定補助金の額			前回までの所要補助金①			今回対象の支出費用②+③			今回対象の所要補助金（実績）②			今回対象の所要補助金（見込）③			支出済補助金額④			請求額①+②+③+④		
	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計	文部科学省	経済産業省	計
合計																					

2 一般事務費

(単位：千円)

	文部科学省	経済産業省	計																		
合計																					

対象市町村	文部科学省と経済産業省の所管が混在する対象市町村の設備の内容		
	文部科学省按分費	対象施設等名	出力 万KW